

瀬戸市情報公開審査会答申第1号（平成14年9月11日答申）

1 審査会の結論

瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った次の文書の開示決定、一部開示決定及び不開示決定については、妥当である。

文書① 平成13年10月26日認可の(有)〇〇〇代表者〇〇〇〇申請の宅地造成等規制法の許可申請に関する文書

文書② 平成14年1月21日付けの宅地造成等規制法に基づく許可書の一連の書類

文書③ (有)〇〇〇の〇〇町〇丁目における建築基準法に基づく確認申請書の一連の書類

文書④ 都市計画法第29条第3号に基づく適用除外届

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成14年5月20日付けで行った平成13年10月26日認可の(有)〇〇〇代表者〇〇〇〇申請の宅地造成等規制法の許可申請に関する文書（文書①）の開示請求（以下「本件請求1」という。）に対し、平成14年5月23日付け14瀬建第89号により瀬戸市長が行った開示決定処分及び平成14年5月27日付けで行った平成14年1月21日付けの宅地造成等規制法に基づく許可書の一連の書類（文書②）、(有)〇〇〇の〇〇町〇丁目における建築基準法に基づく確認申請書の一連の書類（文書③）、都市計画法第29条第3号に基づく適用除外届（文書④）の開示請求（以下「本件請求2」という。）に対し、平成14年5月31日、同年6月4日付け14瀬建第103号により瀬戸市長が行った一部開示決定処分について、不服があるとするものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示された公文書には、「開発着手届」、「宅地造成の為の事前調査書類」、「第三者所有地の測量図等、宅地造成の為の書類」、「第三者の山林伐採及び斜面を削る事に関する承諾書」、「伐採届のコピー」、「特定建設作業実施届出書のコピー」が付いていないので、これらの開示を求め

たものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示を求める文書は、存在しない。
- (2) 対象公文書の特定及び開示の実施は、次のとおり行った。

ア 本件請求1に係る公文書

対象公文書として「宅地造成に関する工事の許可申請書（13指令瀬建第4-41号）及び添付書類」を特定したものである。

宅地を造成する者は、宅地造成等規制法第8条（地方自治法第252条の17の2に基づき愛知県事務処理特例条例により、県知事の権限が市長に委譲されている。）の規定により宅地造成に関する工事の許可申請書に、位置図、公図、地形図（現況図）造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、排水施設縦断図、排水施設構造図、擁壁の断面図（擁壁構造図）、擁壁の展開図、求積図、また造成面積が1,500㎡を超える場合においては、流量計算表、設計資格に関する証明書類を添付することが義務付けられており、本件請求1に係る宅地造成においては、宅地造成に関する工事の許可申請書及び添付資料（位置図、公図、地形図（現況図）造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、排水施設縦断図、排水施設構造図、擁壁の断面図（擁壁構造図）、擁壁の展開図、求積図、流量計算表（造成面積が1,500㎡を超えないため任意で提出されたもの。））並びに、愛知県宅地造成等規制法施行細則第9条の規定により工事取り止め届が提出されている。

これら全ての公文書を対象公文書であると特定し、その全部を開示したものである。

イ 本件請求2に係る公文書

対象公文書として「宅地造成に関する工事の許可申請書（14指令瀬建第4-1号）及び添付書類」、「都市計画法第29条第3号に基づく適用除外届」を次のとおり特定したものである。なお、建築基準法に基づく確認申請書の一連の書類については、愛知県に送付しており実施機関においては存在しないため、不開示としたものである。

(ア) 宅地造成等規制法に基づく許可書関係文書

申請書等の提出根拠については、前述アのとおりである。

本件請求2に係る宅地造成においては、宅地造成に関する工事の許可申請書及び添付資料（位置図、公図、地形図（現況図）造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、排水施設縦断面図、排水施設構造図、擁壁の断面図（擁壁構造図）、擁壁の展開図、求積図、流量計算表、設計資格に関する証明書類）が提出されている。

これら全ての公文書を対象公文書であると特定し、「氏名、生年月日及び経歴」を個人に関する情報と認め、条例第4条の規定により、この部分を不開示とし、一部開示したものである。

(イ) 都市計画法第29条第3号に基づく適用除外届関係文書

市街化区域又は市街化調整区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条の規定により許可を受けなければならないが、同条各号に該当するものは適用除外となる。それを確認するための資料として、適用除外届及び添付資料（理由書、土地登記簿謄本、公図、位置図、配置図、建物図面及び適用除外に係る施設に該当する旨を証明する書類）の提出を依頼している。

本件請求2に係る開発行為においては、痴呆性対応型老人共同援助事業施設の建設であるため、適用除外届及び添付資料（理由書、土地登記簿謄本、公図、位置図、配置図、建物図面及び老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始届（案）、介護保険法に基づく指定事業者申請書（案）、法人登記簿謄本）が提出されている。

これら全ての公文書を対象公文書であると特定し、「氏名、生年月日、経歴、印影、当該地以外の所有権及び持株数」を個人に関する情報と認め、条例第4条の規定により、この部分を不開示とし、一部開示したものである。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成14年6月21日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同年7月2日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同年8月16日 審査
- (5) 同年9月4日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 文書①について、不開示事項の記載がないと認められる。

文書②について、「氏名、生年月日及び経歴」の部分は、条例第4条第2号に規定する不開示事項（個人に関する情報）に該当する。

文書③について、文書が存在するとは認められない。

文書④について、「氏名、生年月日、経歴、印影、当該地以外の所有権及び持株数」の部分は、条例第4条第2号に規定する不開示事項（個人に関する情報）に該当する。

(2) 異議申立人は、公文書の特定に不十分な点があるとし、特定した文書以外の文書の存在を主張し、開示を求めていると認められるため、当審査会としては、異議申立人が存在を主張する文書について次のとおり判断する。

ア 開発着手届

実施機関（建築課）（以下「諮問庁」という。）の説明は、おおむね次のとおりである。

「着手届」は、瀬戸市土地利用調整条例に基づき、開発行為を行う事業者が市長に提出する書類であり、土地利用調整条例の所管は建築課ではなく、都市計画課である。

上記諮問庁の説明は、条例の所管課を明確に説明したものと認められ、その結果、建築課においては、「着手届」を保有していないという説明に不自然な点はない。

なお、都市計画課には「着手届」が提出されており、異議申立人からの都市計画課への開示請求に基づき都市計画課において開示されていることを確認している。

イ 宅地造成の為の事前調査書類

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

宅地造成等規制法第8条に基づく許可申請に必要な添付書類は、同法施行規則第4条に規定しており、異議申立人の主張する事前調査書の添付義務はない。地形、勾配については、位置図、現況図及び断面図で確認でき、水文気象、騒音、振動等は審査対象ではない。

また、本件対象公文書にある開発行為（以下「本件開発行為」という。）においては、勾配が35°であり、地質調査の必要はない。

上記諮問庁の説明は、関係法令の定めるところに従ったものであると認められ、その結果、「宅地造成の為の事前調査書類」を保有していな

いという諮問庁の説明に不自然な点はない。

ウ 第三者所有地の測量図等、宅地造成の為の書類

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

本件開発行為については、当初の許可後において、事業者から許可申請地内での造成では、技術基準に適合した勾配角度の確保が困難である旨の相談を受け、安全な勾配角度を確保するよう指導した結果、許可申請地に隣接地を含むこととし、計画変更の提案があったため、当初の許可を取り止め、再度許可申請がされたものである。このなかで、申請地に隣接地が加えられ、それに合わせて添付書類も提出されている。

上記諮問庁の説明は、開示を実施した文書からも明らかであり、不自然な点はなく、文書が開示されていないという異議申立人の主張は、誤りであると認められる。

エ 第三者の山林伐採及び斜面を削る事に関する承諾書

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

土地所有者が第三者である場合における承諾については、宅地造成等規制法施行規則で承諾書の添付を義務付けていない。

本件開発行為については、事業者から土地所有者に承諾を得た旨を口頭で確認している。

上記諮問庁の説明は、関係法令の定めるところに従ったものであると認められ、その結果、「第三者の山林伐採及び斜面を削る事に関する承諾書」を保有していないという諮問庁の説明に不自然な点はない。

オ 伐採届のコピー及び特定建設作業実施届出書のコピー

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

伐採及び特定建設作業実施については、宅地造成等規制法での対象ではなく、それぞれ個別法令の規制を受けるものであり、それぞれ届出がなされていてもコピーを添付する必要はない。

上記諮問庁の説明は、関係法令の定めるところに従ったものであると認められ、その結果、「伐採届のコピー」及び「特定建設作業実施届出書のコピー」を保有していないという諮問庁の説明に不自然な点はない。

(3) 以上のことから、開示を実施した文書以外の文書については存在しないと認められるので、上記1記載の審査会の結論のとおり判断した。

(4) 当審査会での審査の結果は、上記1記載の審査会の結論のとおりである。

しかしながら、情報公開条例の目的である説明責任が果たされるためには、公文書の特定が争いになることは防がねばならないことであり、開示請求時に該当すると思われる文書の名称、関連資料についてできる限り具体的な情報を提供し、請求者の意思をよく確認して文書の特定を適切に行うよう努められたい。